

賄賂・不適切な報酬に係る指針

ETHICS & LEGAL COMPLIANCE | ISSUED: June 1, 2014 – REVISED: June 16, 2021

Magnaではすべての国におけるあらゆる商取引の賄賂や不適切な報酬を禁止しています。本指針は、Magna International Inc.並びにその全ての事業グループ、部門、ジョイント・ベンチャーおよびその他グローバルの営業拠点（これらを総称して、以下「Magna」といいます。）に適用されます。また、本指針は、従業員、役員、取締役、コンサルタントおよび代理店を含む、Magnaに代わって行為するすべての者に適用されるものです。

Magnaは「より良い価格のより良い商品」という基準に基づいてビジネス獲得のために長年にわたって高い評価を得てきました。これは、ビジネスは賄賂や不適切な報酬の提示または授受ではなく、誠意を持って遂行し、製品や価格の基盤で公正に勝たなければならないということです。Magnaの行動倫理規範では賄賂などの不適切な報酬を明示的に禁止しています。従業員またはMagnaのためにそのような活動に参加するその他の人は全員、雇用その他の契約的関係の解除を含む懲戒処分に課せられ、また、刑事処分の対象ともなり得ます。

賄賂などの不適切な報酬が支払われている国でさえも、法律では禁じられている国がたくさんあります。法律違反は重大な罪で、会社並びに従業員、あるいは関係する個人（そのような行動を許可したマネージャーを含む）に対して罰金が課せられます。直接関係した個人は投獄される危険があります。法律違反が発生しただけでもMagnaの評判に深刻な影響が生じます。

不適切な報酬」とは

「**不適切な報酬**」には賄賂、リベートや便宜料などが含まれます。

「**賄賂**」(または「**贈収賄**」)は金銭、贈答品、ひいき、値引き、接待、有利性、あらゆる種類の利得などを含む価値あるもので、(i)ビジネス(またはその顧客からの有利な契約や待遇)を維持すること、あるいは(ii)Magnaへの有利な待遇と引き換えに公務員に贈答品を贈ることを含めて、その人が代表する組織をのためにMagnaに便益を与えるためにその人が行動あるいは決断する(あるいはそのようにしないように)影響を与えるとみなされ得る、その人の利得のために誰かに与えられた、あるいは提示されたものすべてを差します。

「**リベート**」は賄賂の一種で、ビジネスの取り決めをしたり助長することに対して個人報酬としてすでに支払われた(あるいは、支払われる予定)金額にお返しをする、あるいはお返しを受け取ることです。その例としては(i)Magnaの従業員が履行されていないサービスのインボイスを処理するようしむけるためにMagnaの従業員に金銭を授与するサプライヤー、または(ii)Magnaとの契約を締結すればその契約の価値の一定の割合を授与すると顧客の従業員に提示することが含まれます。

「便宜料」とは公務員に対する賄賂の一種で、多くの国で不法です。一般的には、便宜料とはMagnaが法的に業務を提供する権利がない、所定の業務や決定を得るために下級公務員に対する支払い報酬で、サービスを迅速に進めることがあるものです。電話やガス電気水道の接続や、通関手続きをを早めるための支払いなどがその一例です。

不適切な報酬に関するMAGNA社方針

Magnaでは(第三者を通して)直接的・間接的にかかわらず、Magnaから受けた支払いか、または従業員自らが(個人資産から)負担した支払いにかかわらず不適切な報酬の提示または授受を禁止しています。また、Magnaでは不正な報酬の偽造書類・記録の作成も禁止し、また従業員と第三者がMagnaを代表していかなる不適切な支払い（例えば、サプライヤーからMagnaまたはMagnaの従業員に対する）の請求または受領も禁止します。報酬の申し出あるいは約束は、当該の不適切な報酬が実際に行われていなくても不法となり得ます。

特定の状況において、ビジネスの獲得あるいは維持のために付与された贈答品あるいは接待費は、特に贈答品が高価であったり、接待が過度である場合（旅費など）などは**賄賂**として考慮される場合があります。Magnaの贈答品・接待に係る指針を参照し、贈答品や接待が**賄賂**に該当し得ることがないようにしてください。贈り物が適切かどうか、疑問はどんなものでもリージョナル若しくはグループ・リーガル・カウンセルまたはMagnaコンプライアンス・オフィサーに相談してください。公務員への贈答品または接待は、「Compliance Control Procedure - 公務員に対する支払い」に従って事前に承認されなければなりません。

賄賂防止法の国際的適用

Magnaには多くの地域および国際的な**賄賂防止法**が適用されます。特に、外国公務員の**賄賂**を対象にした法律があります。米国の「海外汚職行為防止法」、カナダの「外国公務員汚職防止法」などがその例です。**賄賂防止法**の中には、顧客やサプライヤーなどの、民間セクターの個人への不適切な報酬や商業賄賂の形態を禁止しているものもあります。Magnaの業務は世界全体に広がっていますので、このガイドラインは国際的・地域的要件で上げられる問題すべてに対処することはできませんが、Magnaの従業員は適用の国際・地域法を理解し、順守するようにしてください。特定の行為が不法かどうか、あるいはMagnaの評判に良くないものか確かでない場合は、経営管理者、リージョナル若しくはグループ・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーに相談してください。

便宜料

便宜料の支払いは、Magnaが事業を行う多くの国で違法であるため、これを禁止します。

第三者：代理人、請負業者、仲介人

賄賂防止法はMagnaの行動と第三者がMagnaのために行った行動とを区別しません。そのような理由から、Magnaは代理人や請負業者、仲介人などのような第三者を通して行われる不適切な報酬を禁止しています。Magnaのために行動しているいかなる第三者においても、[Supplier Code of Conduct](#)を含めたMagnaのビジネス行動規範が確実に適用されるようにしてください。代理人や第三者がMagnaの業務遂行基準を必ず守るようにしてください。Magnaが雇う代理人、請負業者、仲介人などあらゆる場合において、次の事項を必ず用意してください。

- 第三者の誠実性を信頼する理由の書類(例えば適切な公務員)
- 違法行為の監視・防止のための適正措置
- 違法行為の兆候に的確に対応

Magnaのために公務員とやり取りするために仲介者を保持している場合は、第三者の政府仲介者のために Compliance Control Procedureに従って適正調査を行い事前に承認を得なければなりません。仲介者を雇う場合や仲介者との既存の同意書を更新する場合などに質問があるときは、リージョナル若しくはグループ・リーガル・カウンセルまたはリージョナル・コンプライアンス・オフィサー。第三者の危険な関係を示す、次のような警告や「注意信号」を調べ、そして、そのような警告は決して無視しないでください。

- 無資格あるいは人員不足に見える
- 公務員が特定・推奨する
- 身元を内緒にするようにという依頼
- 現金払い、前払い、あるいはオフショア口座への支払い依頼
- サービスの提供が行われていない国での支払いの依頼
- 文書偽造の依頼
- 提供したサービスに対して、または競争相手と比較して通常以上の報酬依頼
- 異常に高い経費あるいは不正経費の返済依頼、または
- 賄賂のリスクを呈する可能性のあるその他のあらゆる行動。

上記のような「注意信号」があるときは追加調査、リージョナルまたはグループのリーガル・カウンシル若しくはリージョナル・コンプライアンス・オフィサーとの話し合いが義務付けられています。

違反

いかなる本指針の違反も重大事案として取り扱い、解雇を含む懲戒処分を課すこととします。

Magnaの行動倫理規範または本指針の違反またはその疑いを認識した場合は、それを(i)上司、(ii)部門またはグループの財務担当役員、(iii)グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、(iv)Magnaコンプライアンス・オフィサーに対して、または、(v)倫理法令順守バイス・プレジデントとチーフ・コンプライアンス・オフィサー、または(vi)Magna Hotlineを通じてすみやかに報告しなければなりません。

Magnaの報復禁止に関する方針に基づいて、Magnaは、Magnaの行動倫理規範または本指針の違反を誠実に報告したいいかなる個人に対する報復をも禁止します。

役に立つヒント

厳守事項...

- 贈答品と接待の授受に関する適用法的要件とMagnaの取り組みをよく理解する（Magnaの贈答品・接待のガイドライン参照）。
- 第三者（独立請負人、ロビイスト）の選択・関与の際は適正評価をする。
- 第三者政府仲介者の対するCompliance Control Proceduresと公務員に対する支出
- 正式契約書で第三者に**賄賂防止**要件について伝え、その第三者の活動を契約期間中監視・監査する。
- MagnaのSupplier Code of Conductをサプライヤーに周知する。
- 出費すべて（小口現金で処理したものも含む）を正確に記録する。
- 財務部に提出する支払要求書には、署名権限がある従業員の許可を得て、当該の第三者と合意した業務の範囲と一貫性のある適切なビジネス目的で合法の支払先に支払った、合法の領収書を添付する。疑わしい支払要求には適正調査と内部報告を行う。

禁止事項...

- 不適切な実際の有利、あるいは有利と見られる不適切な価値あるものを公務員あるいはその他に提供する。
- 秘密の手数料など同様の腐敗報酬の支払許可。政治的な影響力を持つ個人や提供する合法業務の料金が不均衡な会社、組織との取り決めを含む。
- 通常Magnaが権限を持たない業務に対する便宜料の提供や支払い（現金または現物によるもの）。時間外に労働すること、地域の休日労働のための公務員への支払い、通常の任務以外の任務を請け負うことを含む。
- Magnaの代理人や代表者を含む誰かに不適切な報酬を奨励・促進するために何でもする。
- 未計上の不正資金を作る。
- 賄賂やリベートの依頼、受理。
- Magnaの行動倫理規範または本指針の順守事項の適用を避けるため個人で払う。

注意事項...

- 提供業務に不均衡な第三者への支払いの要求。
- 取引に関係しない名宛人に対するまたは取引に関係しない法域における疑わしく見える報酬の要求（慈善事業、財団法人および政党に対するものを含むがこれに限定されない。）。
- 不正に見なされる恐れがある活動をするように提案する、既存あるいは見込み第三者またはその他の仲介者の背景情報。
- 見積、入札の最中にビジネス贈答品や接待の授受。

詳細：

詳細および助言に関しては、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・オフィサーまたはMagnaの倫理法令順守担当バイス・プレジデントまで問い合わせてください。

Issued:	June 1, 2014
Revised:	June 16, 2021
Next Review:	Q2 2024
Issued By:	Ethics & Legal Compliance
Approved By:	Magna Compliance Council